

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 の規定に基づき、相談支援事業を提供する事業者として下記の事業所を廃止した。

令和 8 年 8 月 1 7 日

杉並区長      岸   本      聡   子

記

1   廃止に係る事業所の名称及び所在地

言語生活サポートセンター

東京都杉並区荻窪五丁目 2 0 番 1 7 号 M パラッツオ 4 階

2   当該事業所の廃止の申請者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社言語生活サポートセンター

東京都杉並区荻窪五丁目 2 0 番 1 7 号 M パラッツオ 4 階

3   廃止の年月日

令和 8 年 7 月 3 1 日

4   廃止に係る指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業所番号

指定特定相談支援            1 3 3 1 5 0 3 2 2 5

指定障害児相談支援        1 3 7 1 5 0 0 8 0 0

5   事業の主たる対象者

身体障害者、障害児